

小山町を転出する方へ

★ お持ちのカードの記載内容を変更する必要がありますので、新しい住所地への転入手続きの際に持参してください。

① マイナンバーカード をお持ちの方



☆ 新しい住所地にて、記載内容を変更する必要があります。
世帯全員のマイナンバーカードを持参してください。

② 住民基本台帳カード をお持ちの方



☆ 新しい住所地にて、記載内容を変更する必要があります。
世帯全員の住民基本台帳カードを持参してください。

★マイナンバーカードに署名用電子証明書が格納されていた場合、転出手続きの際に署名用電子証明書は失効します。継続利用手続き後に別途手続きが必要となりますので、ご注意ください。

(住民基本台帳カードに格納されている電子証明書は、新住所地で新たに格納することはできません。)

※マイナンバーカード及び住民基本台帳カードの継続利用には以下の条件を満たす必要があります。
期間が経過しますと、カードが失効してしまい継続利用手続きができなくなりますのでご注意ください。

- ・ 転出届出の際に届出した転出予定日から数えて、転入届の届出日が30日以内であること
- ・ 新住所に住み始めた日から、14日以内に転入の手続きをすること

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57-2

小山町役場 住民福祉課

Tel. 0550-76-6101

